



上下水道 DX 推進事業

事前協議要領

令和 7 年 4 月

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

目次

1. 上下水道 DX 推進事業の目的	3
1.1. 概要・目的	3
2. 本要領の目的	4
2.1. 本要領の目的	4
2.2. 応募の対象範囲	4
2.3. 対象事例	4
2.3.1. 水道情報活用システムを除くその他 DX	5
2.4. 応募対象者	5
2.5. 応募期間	5
3. 事前協議の流れ	6
3.1. 事前協議の流れ	6
3.1.1. エントリー	6
3.1.2. 書類確認・ヒアリング	6
3.1.3. モデル性の確認	6
3.1.4. モデル性審査結果・事前協議完了の通知	6
3.2. 補助金要望	7
3.3. 内定通知・採択の決定	7
3.4. 採択後	7
4. モデル性の評価	8
4.1. 主なモデル性の評価軸	8
4.2. 業務効率化、付加効果の考え方	9
4.2.1. 業務効率化の考え方	9
4.2.2. 付加効果の考え方	9
4.3. モデル性の評価に必要な具体的な項目	10
5. 留意事項	11
5.1. 申請にあたっての留意事項	11
5.2. 計画変更の承認等	12
5.3. 要領変更	12
6. 提出及び問い合わせ先	13
6.1. エントリーシート提出	13
6.2. 事前協議に係る事項	13
6.3. 補助金手続き・補助金要望に係る事項	13

7. その他	13
7.1. 附則	13

1. 上下水道 DX 推進事業の目的

1.1. 概要・目的

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくためには、市町村の垣根を越えた広域連携など通して水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化を図る必要がある。

しかし、水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているため、離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっている。

このため、人手や従前の手法などに代えたり、加えたりし、DX（先端技術や新技術）を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれる事業について、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業における上下水道 DX 推進事業によりモデル性がある事業を財政支援し、水道事業の運営基盤強化を図る。

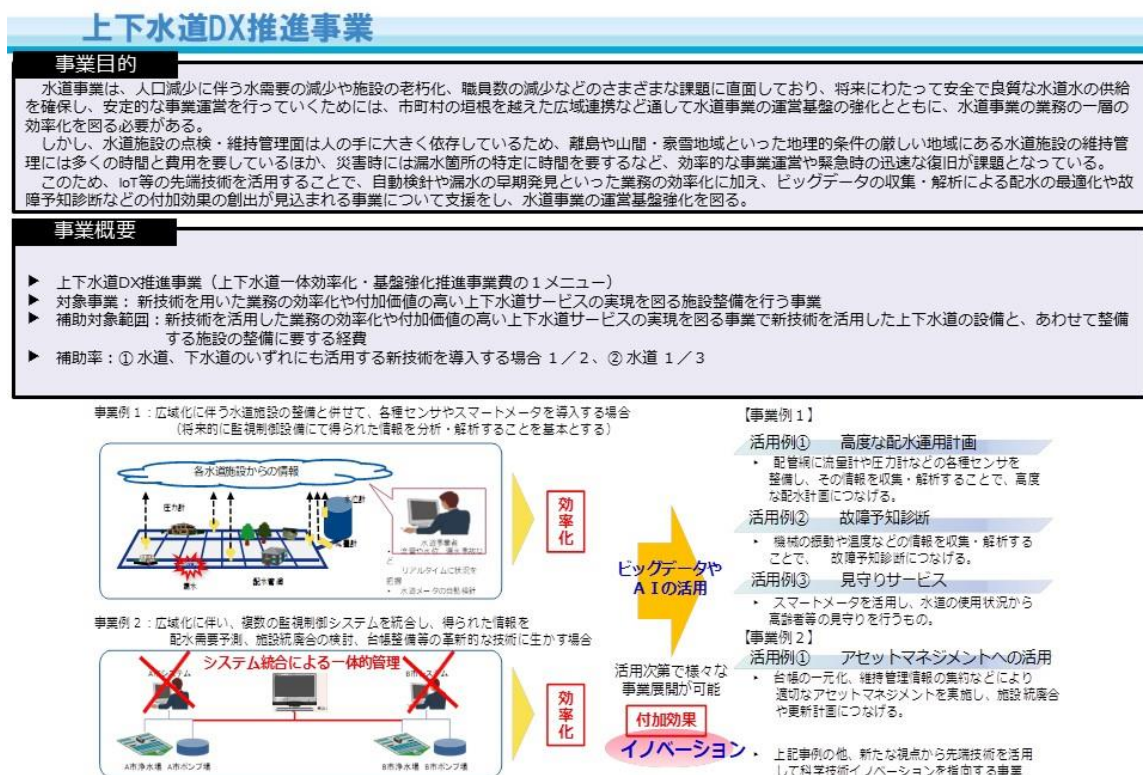
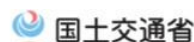


図-1 上下水道 DX 推進事業概要

2. 本要領の目的

2.1. 本要領の目的

上下水道 DX 推進事業については、「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の運用について」の中で、要望書提出前にモデル性審査等のための事前協議を必要としていることから、本事業への応募方法、審査方法やその基準等の事前協議方法について定めるものである。

なお、本要領の対象は水道事業に限るものとする。

2.2. 応募の対象範囲

水道情報活用システムを除くその他 DX（先端技術や新技術）を用いるものを対象としている。

先端技術については、水道業界の動向等を踏まえ、導入予定の先端技術に先進性が認められるものを指す。例えば、IoT (Internet of Things) については、従来インターネットに接続されていなかったモノがインターネットと接続されることを指すが、単に接続するのではなく、それらの接続によって、新たに活用できるデータの活用等により、業務効率化や付加効果の創出などを図る先端技術を対象としている。

新技術については、実用化している技術であって、従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術を指す。それらによって、業務効率化や付加効果の創出などを図る技術を対象としている。



図-2：応募対象の導入技術や要件の概念図

2.3. 対象事例

2.3.1. 水道情報活用システムを除くその他 DX

平成30年度以降の採択済みの案件の概要については、国土交通省のHPにて公表しているところであり、申請案件のモデル性の整理の参考とすること。

【国土交通省 HP】 3. 財政支援を活用したモデル事業の概要

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_seibi_index_00002.html

2.4. 応募対象者

応募対象者については、地方公共団体等となる。詳細は上下水道一体効率化・基盤強化推進事業実施要綱を参照すること。

2.5. 応募期間

エントリー期間の具体的な期間については、別途事務連絡で通知する。期限を越えてのエントリーは受け付けていないところ、留意いただきたい。

また、追加要望を行う際は、別途事務連絡で期間を通知する。

3. 事前協議の流れ

3.1. 事前協議の流れ

補助金要望の申請前までにモデル性審査を含む事前協議を完了することとしている。事前協議の流れについては、以下のとおりとする。なお、追加要望等を実施する際には以下に掲げるスケジュールが異なる場合があること、留意ありたい。

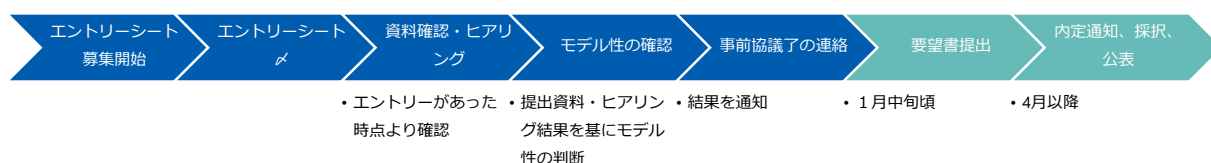


図-3：事前協議の流れの概略図

3.1.1. エントリー

事前協議については、まずは別添のエントリーシート様式に事業概要等、必要事項を記入の上、「2.5. 応募期間」に示す応募期間の間に水道事業課まで提出すること。エントリーシートについては、「①IoT技術を用いるもの」、「②IoT技術を用いないもの」毎に必要事項が異なることから、予めどの区分で申請するかを整理の上、エントリーシートに各区分に係る必要事項を記載すること。

なお、申請にあたっては、「5.留意事項」の「5.1.申請にあたっての留意事項」を留意した上で、申請等を行うこと。

3.1.2. 書類確認・ヒアリング

提出されたエントリーシートをもとに、必要事項が記載されているか水道事業課にて確認を行う。事業内容等の確認にあたり、必要に応じて疑義照会・ヒアリング等を実施する。なお、実施要綱や本要領の必要要件を満たしていない場合は、申請内容が受理されない場合があること留意いただきたい。

3.1.3. モデル性の確認

エントリーシートの記載事項、事業者へのヒアリングの内容等を踏まえて、申請内容のモデル性を判断する。

3.1.4. モデル性審査結果・事前協議完了の通知

モデル性確認後、結果については、申請者に速やかに通知する。モデル性審査を通過した事業者については、補助金の要望を行うこと。また、内定通知後採択事業公表用に事業概要の作成を別途依頼する。

3.2. 補助金要望

例年、12月頃に次年度採択に向けた要望書の提出についての事務連絡を発出予定であり、事前協議完了した案件については、要望書を提出すること。補助金手続きに関わる事項のため、水道事業課予算担当に確認すること。

3.3. 内定通知・採択の決定

次年度予算での採択予定している。内定通知については補助金手続きに関わる事項のため、水道事業課予算担当に確認すること。

3.4. 採択後

採択後は、円滑な事業の実施のほか、国土交通省からのフォローアップ調査や、モデル事例の横展開に協力をお願いしたい。なお、事業計画の変更等が生じた際には、「5.留意事項」の「5.2.計画変更の承認等」を参照し、承認等の必要な手続きを行う必要がある。

なお、事業採択後、モデル事例の紹介や、モデル事業を通じての知見等の横展開のため、国土交通省からのフォローアップや、モデル事例の普及・啓発に協力いただくことを留意いただきたい。

なおフォローアップについては、別途事務連絡発出し調査を行うものとする。

4. モデル性の評価

4.1. 主なモデル性の評価軸

モデル性の審査において、主な評価軸は以下の3点とする。

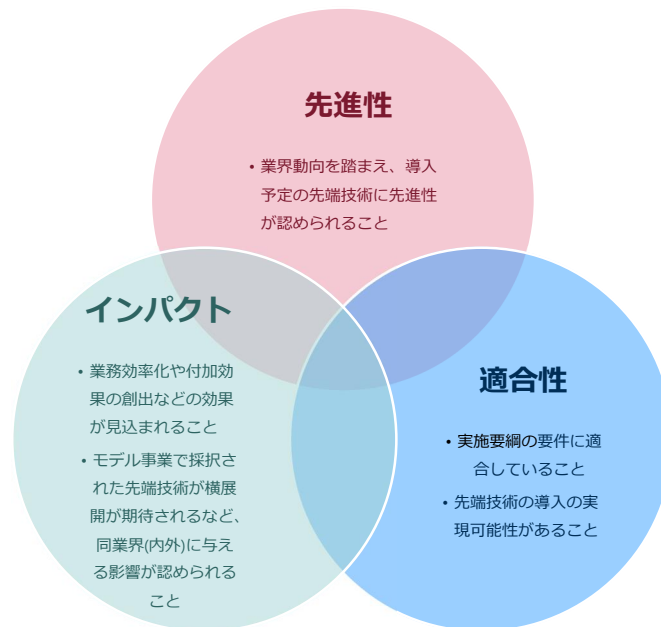


図-4：モデル性審査の主な評価軸

- **先進性**
 - 水道業界の動向等を踏まえ、導入予定の先端技術に先進性が認められること。
 - ◇ 導入予定の技術のモデル性
 - ◇ 他事業体の導入状況
 - ◇ 類似事業との差別化
- **適合性**
 - 先端技術の導入の実現可能性があること
 - 実施要綱の要件に適合していること
- **インパクト**
 - 業務効率化や付加効果の創出などの効果が見込まれること
 - ※地域差によって効果の発現に差が出ることが認めうる場合は、複数事例を収集するため、同条件のモデル事業を可とする
 - モデル事業で採択された先端技術の横展開が期待されるなど、同業界(内外)に与える影響が認められること
 - ※インパクトについては、その確認のため定期的にフォローアップを実施

4.2. 業務効率化、付加効果の考え方

4.2.1. 業務効率化の考え方

業務効率化の考えについては、同業務を実施するにあたり、先端技術導入前後で時間や金銭、人員などが削減される場合は業務効率化に該当する。

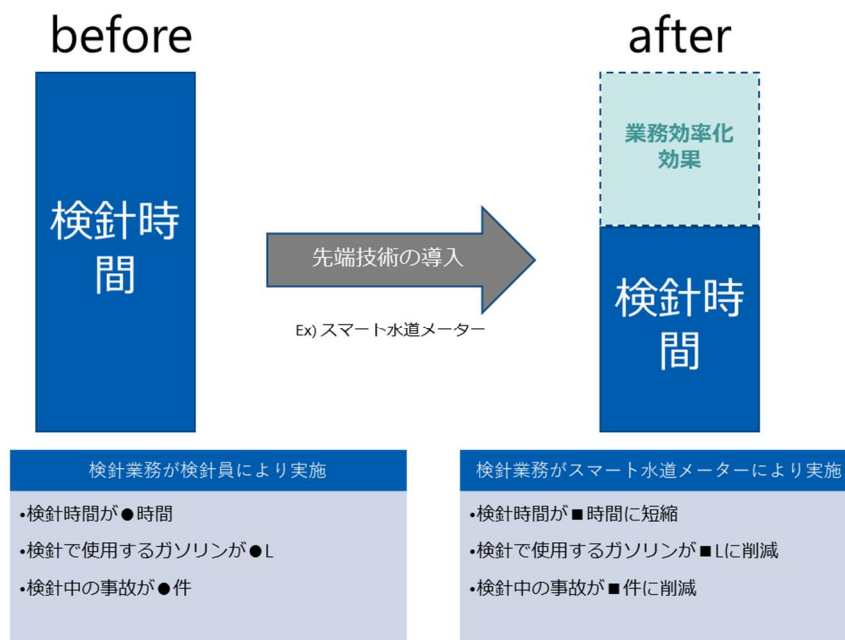


図-5：業務効率化の考えの概念図

4.2.2. 付加効果の考え方

付加効果の考え方だが、導入技術の導入により同業務を実施するにあたり、先端技術導入前にはなかったデータ等の付随物を活用し、これまでできなかった新業務やサービスなどが付加効果に該当する。

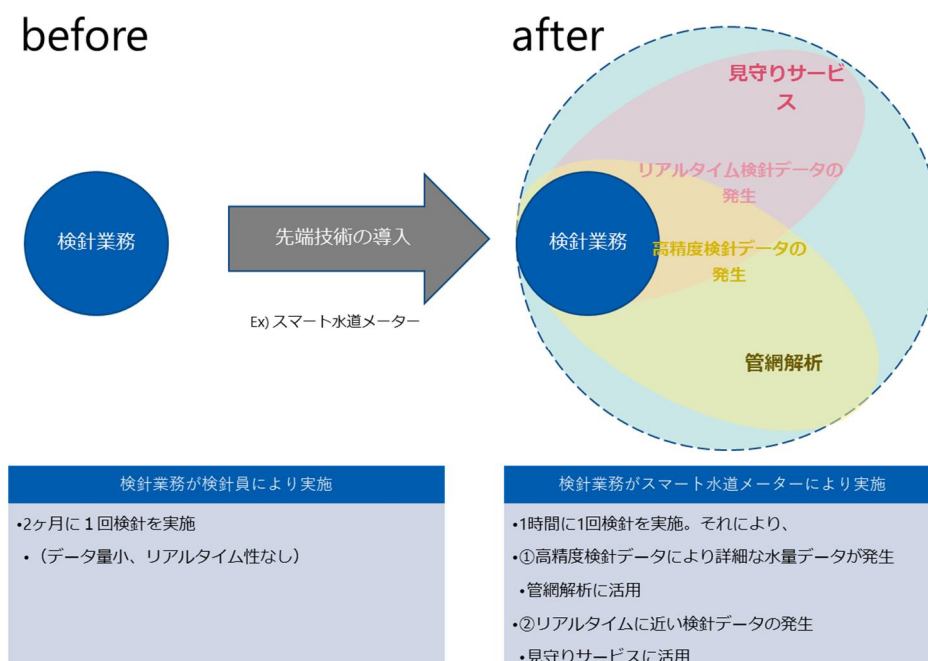


図-6：付加効果の考えの概念図

4.3. モデル性の評価に必要な具体的な項目

モデル性の評価の詳細な項目は以下の通り。申請者については、別添のエントリーシートの評価に係る項目について記載すること。

先進性	インパクト	適合性
・導入予定の技術の先進性 ・他事業体の導入状況 ・類似事業との差別化・差異	・業務効率化 ・対象業務の導入技術導入前の状況 ・対象業務の導入技術導入後の状況 ・期待される業務効率効果 ・業務の効率化効果の試算 ・地域差による効果の発現の違い ・事業実施（導入）効果 ・期待される付加効果・付加価値 ・付加効果・導入効果の算出方法の概要・考え方 ・地域差による効果の発現の違い ・コスト・費用対効果 ・導入コストとその内訳 ・ランニングコストとその内訳 ・コスト縮減の検証 ・B/C算出 ・横展開 ・展開性 ・広域化等の実施・検討 ・水道情報活用システムの仕様に準拠しているか ・モデル事業の知見の共有	・導入技術の実現可能性の検証 ・実証実験の有無 ・実証実験の開始年度、期間 ・実証実験の概要 ・実証実験を通して確認できた効果 ・導入にあたって注意すべき事項 ・導入予定技術の導入が実現可否 ・実施要綱への適用

図-7：モデル性の評価に必要な具体的な項目

5. 留意事項

5.1. 申請にあたっての留意事項

1. 提出された書類に不備がある場合、審査対象から除外する必要があること留意ありたい。特に、記載を求める項目・内容について記載の無い場合は書類に不備があるとみなされる場合がある。
2. 申請書類は日本語で記載すること。
3. 申請資料の書類確認にあたっては、書類内容の確認、追加資料の提出のお願いなど、水道事業課から申請者に対して連絡をすることがある。
4. 申請内容については、他の特許等を侵害していないこと、又は係争中でないことを条件とする。
5. 申請書類に記載する文書、図表、写真、イラストなどは著作権等に留意し、使用許可が発生する場合は、申請者の責任において必ず許可を得ること（他者の著作物を引用する場合などは出所を明示すること）。
6. 申請内容については、事業採択後事業内容を開示することについて問題が無いことを条件とする。
7. 申請内容については、事前協議を完了し、補助金採択・内定通知後、国土交通省のホームページへの掲載や講演等に使用することがある。
8. また、フォローアップをはじめとする調査の他、横展開等のための広報等への協力をお願いすることがあるので、了承ありたい。
9. 事前協議に関する審査状況や結果に関する問い合わせには一切回答できないため、了承ありたい。
10. モデル性審査において、モデル性が認められていない事業のうち、同一先端技術を活用し、同一の業務効率化効果、付加効果等をもつ事業の申請が多数事業者よりあった際には、モデル性付与の優先順位は応募の先着順とする。
11. 結果については、モデル性審査後に関係者(当該案件の申請者等)に速やかに通知する。本通知をもって、事前協議の完了とする。
12. 本審査は事前協議にかかるモデル性の判断を審議するが、その後の補助金要望を経て、予算等の調整を経て採択する必要があることから、事業採択は内定通知をもって公表する。内定通知後、採択案件の事業概要については、国土交通省のホームページにて公表することとする。
13. モデル性の審査が通り事前協議完了した案件についても、予算等の都合上、採択できないことも生じうることを留意されたい。
14. 事前協議完了した案件について、事業体の都合により、要望書を提出せず翌年度に採択しなかった場合（事業実施計画が後ろ倒しになった等）、再度事前協議が必要であることに留意すること。

5.2. 計画変更の承認等

1. 交付決定は、提出された事業計画の内容で承認されたこととなるため、交付決定通知受領後、事業計画書内容に軽微な変更がある場合は、変更の承認を申請し、事前に承認を得なければならない。承認を得ず変更をした場合は、交付決定を取り消す場合がある。また、変更が認められない場合もあるので、変更がある場合は事前に水道事業課に相談ありたい。
2. 交付決定後の事情の変更により申請内容を変更する場合は、本要領に則って変更の申請が必要であり、変更交付決定により補助金の額に変更が生じる。また限られた予算の範囲内で支援することから必ずしも変更申請額通りの増額としないことがある。
3. 交付決定後の事情の変更により申請内容を変更する場合は、軽微な変更については、水道事業課と協議し、承認することとするが、軽微な変更以外の変更については、申請内容から大きく内容が変わるため、モデル性の再承認を得る必要がある。
4. 交付決定した事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ水道事業課の承認を受けなければならない。
5. 交付決定した事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに水道事業課に連絡し、その指示を受けなければならない。
6. 1. ～ 5. に示す、計画変更の承認等にかかる事項は、次年度の要望提出までに水道事業課と協議を済ませること。その時期までに協議が完了していない場合は、変更が認められない場合もある。なお、軽微な変更以外の変更を生じる際には、モデル性の再承認が必要となることから、協議期間を予め考慮した上で、協議を行うこと。

5.3. 要領変更

1. 本要領については、予告なく変更する場合がございますのでご了承ください。

6. 提出及び問い合わせ先

6.1. エントリーシート提出

エントリーシート提出については、応募期間に留意しつつ、以下のアドレス宛に提出すること。
なお、エントリーシート提出の際は、メールの宛先に【上下水道 DX 推進事業エントリー】と追加すること。

【提出先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

Email: hqt-suidougijutsu@ki.mlit.go.jp

6.2. 事前協議に係る事項

事前協議に係る事項について、疑義照会等あれば、以下の連絡先まで連絡ありたい。

【照会先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

Email: hqt-suidougijutsu@ki.mlit.go.jp

TEL: 03-5253-8111（内線 34416, 34407）

水道事業課 DX 担当

6.3. 補助金手続き・補助金要望に係る事項

上下水道 DX 推進事業に係る補助金手続き・補助金要望に係る事項について、疑義照会等あれば、都道府県担当部局を通じて相談されたい。

7. その他

7.1. 附則

附則 この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。